

5類感染症インフルエンザの注意喚起基準を参考に、感染者数による独自基準を設定
 ⇒令和6年4月から、**保健所毎に発令**し、県民への注意喚起を行う

目的	基準
県民への注意喚起	<p>以下の状況を目安にYCDC医師との協議を踏まえ総合的に判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆注意報 基準)定点当たり10人以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・今後、加速度を増して感染者が増える可能性のある状態 ⇒感染が拡大しないよう感染対策の徹底を呼びかけ ◆警報 基準)定点当たり15人以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・既に相当程度、感染者が面的に広がっている状態(流行中) ⇒医療機関が混雑。これ以上の感染拡大を防ぐため感染対策の徹底を呼びかけ

【参考】インフルエンザ注意喚起基準(全国一律)

注意報 : 定点あたり10人以上の場合

警 報 : 定点あたり30人以上の場合 (*警報解除基準 注意報基準を下回った場合)